

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示

2024 年6月の診療報酬改定に伴い、医療法人 静寿会 訪問看護ステーションすまいるは、近畿厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認によって、ご利用者さまの診療情報や薬情情報等を取得したうえで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、医療保険でのご利用者さま月1回に限り50円を所定額に加算します。

上記に係る施設基準は以下の通りとなります。

- 1, 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 2, 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されていること。
- 3, 医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っていること。

2024 年 11 月 1 日